

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え

株式会社バンダイナムコホールディングス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え

当社及び当社グループは、商品・サービスを通じ、「夢・遊び・感動」を提供することをミッションとし、ビジョンである「世界で最も期待されるエンターテインメント企業グループ」となることを目指しています。このミッション・ビジョンを達成するために、当社に関わる様々なステークホルダーの重要性を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に最大化することを経営の基本方針としています。

また、変化の速いエンターテインメント業界でグローバル規模の競争に勝ち抜くためには、強固な経営基盤（コーポレートガバナンス）を構築することが不可欠であると考えております。

1. 株主の権利・平等性の確保に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、株主が会社を取り巻く重要なステークホルダーであり、株主との長期的な信頼関係を構築することが経営の重要な課題の一つであると認識しています。そのため、少数株主や外国人株主を含む全ての株主の実質的な平等性を確保するための体制整備を行うとともに、株主の権利が適切に行使できる環境整備に努めることとしています。

(2) 株主の権利の確保

当社は、全ての株主が、その権利行使が実質的に確保されるよう配慮するとともに、議決権行使や対話を促進する環境整備に努めることとしています。

- ① 全ての株主の権利が平等に確保されるように努めるとともに、少数株主を含めて、その権利行使に対して十分な配慮を行うこととしています。
- ② 当社取締役会は、株主総会における株主の議決権行使結果を真摯に受け止め、その行使結果をもとに株主の意思を具体的に把握するとともに専門家を使って議案に対する賛否の分析を行うこととしています。また、その分析結果をもとに今後の経営に活かすべく株主との積極的な対話を促進することとしています。

- ③ 当社取締役会は、新たに株主総会決議事項の一部を取締役に委任するに当たっては、コーポレートガバナンスに関する役割と責務を十分に果たすことが、重要であると認識しています。なお、当社は、機動的・積極的に株主還元策を実施するため、自己株式の取得及び中間配当に関する決議事項を取締役に委任しています。これは、株主への利益還元を経営の重要施策と位置付け、当社グループの競争力を一層強化し、財務面での健全性を維持しながら、継続した配当の実施と企業価値の向上を実現していくことを基本方針としていることに基づくものです。

(3) 株主総会における権利行使

当社は、株主総会が会社における最高意思決定機関であり、会社にとっての重要事項を決定する場であるとともに、株主との建設的な対話の場であると認識しています。

- ① より多くの株主が株主総会に出席しやすいように、いわゆる集中日の開催を避け、出席しやすい開催場所等の設定を行うとともに、株主総会に出席できない株主のために、インターネット等を利用した議決権行使ができる環境を整えることとしています。

また、機関投資家や海外投資家が議決権の行使を行いやすい環境整備に取り組んでおり、インターネット等による議決権の電子行使の導入や、議決権電子行使プラットフォームの利用を通じて株主の議決権行使の利便性向上に努めることとしています。

- ② 株主総会の招集通知においては、分かりやすい説明を心掛けるとともに、図表等を用いて株主の理解を促進するよう努めることとしています。更に、外国人株主ができる限り早期にかつ正確に理解できるよう、議案の参考書類に限らず、事業報告、計算書類を含めた招集通知全般の英語版を作成し、証券取引所及び当社ウェブサイトにて開示することとしています。

- ③ 当社は、株主が議案の検討時間を十分に確保できるよう、外部会計監査人による適切な監査時間の確保等に配慮しつつ、招集通知の早期発送に努め、株主総会開催日の3週間前の発送を心掛けることとしています。更に、招集通知の発送日より前に、証券取引所及び当社ウェブサイトにて開示することとしています。

- ④ 信託銀行等の名義で株式を保有するいわゆる実質株主が、株主総会において自ら株主権の行使を希望する場合には、実質株主であることの証明や事前の議決権行使状況の証明等、あらかじめ所定の手続きを経た場合には、出席を認めることとしています。

(4) 資本政策の基本的な方針

- ① 当社は、目標とする経営指標として営業利益率及びROE（自己資本当期純利益率）を掲げており、今後、中期計画で掲げる戦略の遂行により利益成長を目指すことに加え、株主資本の有効活用により、継続的に営業利益率及びROE共に10%以上を確保すべく努めることとしています。

② 株主還元策としては、安定配当額としてDOE（純資産配当率）2%をベースに、総還元性向50%以上を目標に株主還元を実施していくこととし、配当控除後の利益について、保有資金額、業績動向、直近の株価の推移、大型投資案件の有無等を総合的に勘案した上で、その一部を自己株式の取得に充当することを基本方針としています。

（5）政策保有株式

当社は、保有先企業の動向、取引の状況、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて、当該企業との業務提携の更なる強化や、安定的な取引関係の維持・強化を図ることにより、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合、政策保有目的で株式を保有することを基本方針としています。

① 主要な政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から、定期的に検証を行い、継続保有の是非を検討し、これを反映した保有の目的等について対外的に具体的な説明を行うこととしています。

② 政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、保有先企業の提案を無条件に賛成することはせず、当社との業務提携や取引関係の維持・強化を通じて、当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行うことを議決権行使の基準としています。

（6）買収防衛策

当社取締役会は、株主から経営を負託された者として、中期計画の推進、コーポレートガバナンス体制の強化、経営効率化の推進、人材戦略の強化、CSR（企業の社会的責任）活動の強化、積極的なIR活動、積極的な株主還元策等を企業価値向上の具体的な施策と考えています。企業価値向上策に従って、経営戦略・事業戦略を遂行し、企業価値を向上させることが最重要課題と認識しています。そのため、現状では買収防衛策は導入しておりません。

当社は、当社株式が公開買付けに付された場合には、公開買付者に対して当社グループの企業価値向上のための施策の説明を求めるとともに、当該買付者による提案に対して、経営陣が保身を図ることなく、当社グループの更なる企業価値向上を最優先した判断を下すことができる施策を株主に対して説明することとしています。

（7）株主の利益を害する可能性のある資本政策

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合には、取締役会・監査役は、その検討過程において、開示の規律を含む関連する法令等の遵守を含め、必要性・合理性の十分な検証を行うとともに、必要に応じて、当社ウェブサイトにおいて開示を行い、株主総会や決算説明会等で説明することとしています。

(8) 関連当事者間の取引

- ① 当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め審議した上で、承認を得ることとしています。
- ② 利益相反取引の状況等については、適宜、取締役会への報告を求める体制を整備することとしています。更には、これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示することとしています。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に関する基本方針

(1) 基本方針

当社及び当社グループは、商品・サービスを通じ、「夢・遊び・感動」を提供することをミッションとし、ビジョンである「世界で最も期待されるエンターテインメント企業グループ」となることを目指しています。このミッション・ビジョンのもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする、当社に関わる様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。

(2) 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定

当社及び当社グループは、ミッション・ビジョンを達成するために、様々なステークホルダーの重要性を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することを経営の基本方針とし、企業価値の最大化を図るために中期計画を策定することとしています。

中期計画 URL <https://www.bandainamco.co.jp/ir/message/midtermplan.html>

(3) 会社の行動準則の策定・実践

当社は、国や地域を問わず、全ての法律を遵守し、その精神を尊重すること、公正な競争のもとで利潤を追求すること、企業活動を通じて広く社会に貢献することが、社会との信頼関係を築く上で企業に課せられた普遍的かつ重要な使命であると認識しています。

- ① 当社及び当社グループの役員及び社員一人ひとりが、業務遂行において遵守すべき行動規範「バンダイナムコグループ コンプライアンス憲章」を制定しています。

② 「バンダイナムコグループ コンプライアンス憲章」を、当社及び当社グループの役員及び社員に広く浸透させるために、ポスターを作成し、海外子会社を含むグループ会社に掲示を義務付けており、その精神の浸透に努めることとしています。また、「バンダイナムコグループ コンプライアンス憲章」の各規定の具体的な説明や制定の趣旨等の理解を促進するために、憲章の手引きとしてハンドブックを作成し、当社及び当社グループ会社の役員及び社員に配布しています。更には、「バンダイナムコグループ コンプライアンス憲章」の意義が浸透し、広く実践されているか否かを検証するために、当社及び当社グループの役員及び社員を対象として、グループ内イントラネットを利用したeラーニング等を実施することとしています。

③ 定期的に「バンダイナムコグループ コンプライアンス憲章」浸透確認のためのアンケートを行い、今後の啓発活動に繋げるべく活動を行うこととしています。eラーニングの結果と問題点の抽出を含むアンケート結果については、当社の取締役においても共有することとしており、必要に応じて、取締役会においても共有を行うこととしています。

(4) 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題

① 当社は、当社代表取締役社長を委員長、主要会社の代表取締役社長等を委員とする「グループCSR委員会」を設置し、社会・環境問題に対する当社及び当社グループの方針や戦略的な目標を策定するとともに、その下部組織である、当社グループの主要会社担当者で構成される「グループCSR部会」を設け、「グループCSR委員会」で策定した戦略目標を達成するための具体的な実行計画を策定し、実践することとしています。

② CSR担当の取締役（チーフ・エコロジーオフィサー）を任命し、CSR活動の推進を図ることとしています。更に、これら活動の報告等を目的に、年1回統合報告書やCSR活動紹介冊子等を発行するとともに、当社ウェブサイトにおいて開示することとしています。

CSR関連データベース URL

<https://www.bandainamco.co.jp/social/csrdatabase/index.html>

③ サステナビリティを巡る課題に対応するために、特に重点的に取り組む必要のある「商品・サービスの安全と衛生」、「環境配慮」、「コンテンツや商品の表現における社会への影響とポリシー」、「サプライチェーン管理」という4項目を「バンダイナムコグループのCSR重点項目」とし、更に、各ユニットの活動レベルに落とし込んだ「CSR重点取り組みテーマ」を策定して、各事業特性を活かした活動を行うこととしています。

④ 「バンダイナムコグループのCSR重点項目」は、当社グループを取り巻く社会要請を把握するため、外部の有識者への個別ヒアリングや外部調査レポートと当社の経営戦略をもとに策定することとしています。

(5) 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保

当社及び当社グループは、全てのグループ社員が生き生きと働き、安心して仕事に従事できる職場環境作りに努め、ワークライフバランス実現に向けた各種支援を行うこととしています。また、性別・経歴・国籍・文化的背景等を区別せず、人材を登用し、社内の多様性の確保を図ることとしています。

- ① 女性社員が安心して子供を育てることができる職場環境作りについて積極的に推進することとしています。例えば、フレックスタイム制度・裁量労働制度を利用した勤務形態の柔軟化、出産・子育て支援のための出産祝金支給制度の導入、東京都認証保育所への施設の提供等、様々な制度の導入を行っています。
- ② 第一子・第二子への出産祝金に加え、第三子以降の出産・子育てを支援するための祝金制度を国内グループ子会社に導入し、第三子以降の出産・子育て支援のために200万円を支給する等の制度により、社員の子育てを支援しています。

(6) 内部通報

内部通報に係る社内規程「リスクコンプライアンス規程」を定め、内部通報を行う際の方法や内部通報がなされた場合にその調査・対応を検討する「グループリスクコンプライアンス委員会」の開催等について詳細に規定しており、内部通報に係る適切な体制整備を行うこととしています。

- ① 「リスクコンプライアンス規程」において、内部通報の方法は限定せず、危機発生を未然に防止するための内部通報に係る体制整備を行うこととしています。また、書面や電子メールの宛先として、外部の弁護士を窓口とするとともに、監査役に直接通報できる「監査役ホットライン」を設置しています。更に、通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対して不利益な取り扱いを行わないことを明文化して、内部通報に係る体制の整備を行うこととしています。
- ② コンプライアンス担当取締役を任命し、内部通報制度が適切に運用されているか否かを検証し、必要に応じて、取締役会に対して運用状況の報告を行うこととしています。

3. 適切な情報開示と透明性の確保に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、適切かつ信頼性のある企業情報を、隠蔽することなく、適時かつ公正に開示することが、経営の透明性を確保するための重要な経営課題であり、全てのステークホルダーからの理解と信頼を得るために必

要不可欠であると認識しています。そのため、会社法・金融商品取引法等の法令や証券取引所が定める規則の遵守はもとより、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要であると判断される情報については、法令に基づく開示以外の情報についても積極的に開示することとしています。

(2) 情報開示の充実

会社の情報開示に当たっては、IRポリシーを含め、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ウェブサイト上での情報開示等により、情報の即時性・公正性を目指すこととしております。また、情報開示に当たっては分かりやすい具体的な記述を行うよう努めることとしています。

IRポリシー URL https://www.bandainamco.co.jp/ir/ir_policy.html

(3) 外部会計監査人 当社では、外部会計監査人が、監査等を通じて上場会社が開示する情報の信頼性を担保する存在として、情報利用者である株主や投資家に対する責務を負っていると認識しています。

① 監査役、内部監査部門や経理部門等の関係部門と外部会計監査人が随時意見交換し、互いに連携して当社グループの業務運営状況に関する問題点の把握、指摘、改善報告を行うとともに、外部会計監査人の適正な監査のための監査日程や監査体制の確保に努めることとしています。

② 当社監査役会は、外部会計監査人の選解任等の議案決定権を行使するに当たって、現任の外部会計監査の監査活動について適切性・妥当性を評価することが求められており、評価に当たっては、経営執行部門から外部会計監査人についての報告を受けるほか、外部会計監査人とのコミュニケーションや監査現場の立会等を行い、外部会計監査人が監査品質を維持し、適切に監査しているかを評価することとしています。

この結果を、監査役会が定めた評価基準表の項目に従い、常勤監査役が確認するとともに、監査役会において、監査役全員で評価することとしています。

③ 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、代表取締役の指示により、各担当取締役が中心となって速やかに調査を行い、是正することとしています。また、監査役にあっては、常勤監査役を中心に、内部監査部門や関係部門との連携をとって調査を行い、是正するとともに、外部会計監査人からの報告後、直ちに取締役等から報告を求めることとしています。

なお、必要に応じて調査委員会の設置を求め、調査委員会から説明を受け、事実関係の把握に努めることとしています。また、調査の結果に基づき、原因究明、再発防止等に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視し検証することとしています。

4. 取締役会等の責務に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、効率的な経営・執行体制の確立を図るために、独立社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しています。その経営監視機能を補完するために2名以上の独立社外取締役を選任し、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、独立社外取締役及び独立社外監査役が、その高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的・中立的な監査・監督を行うことで経営監視という重要な機能及び役割を果たし、当社の企業統治体制の強化に寄与しているものと考えています。

また、取締役会の機能を補完するために、独立社外取締役が過半数を占める人事報酬委員会を設置し、取締役の選任・報酬の決定に係る諮問を通じて、経営の公正性・透明性を確保することとしています。更には、取締役会が適切に機能をしているかを、客観的な視点から評価することを目的に、独立役員会を組成しています。独立役員会は、取締役会における、より実効性の高い監督機能の保持を行うために、独立社外取締役と独立社外監査役の独立役員のみで構成され、事務局機能も第三者専門機関に設置することとしています。

(2) 取締役会の役割・責務

当社取締役会は、持続的な企業価値の向上に対する受託者責任を認識し、経営戦略や中期計画等の基本方針の決定に当たっては、社外役員を交えた自由・闊達な意見交換を通じて、建設的な議論を行うこととしています。

また、当社取締役会は、当社及び当社グループの経営陣に対して実効性の高い監督を行うためには、リスク管理体制や内部統制システムを適切に整備することが不可欠であると考えています。更には、会社の業績等の評価を適切に行う前提として、財務情報を含めた情報開示の信頼性の確保は必須であると考えており、当社取締役会では、これらが適切に構築・運用されていることの監督に重点を置くこととしています。

- ① 当社は純粋持株会社であり、主要子会社の代表取締役が当社の取締役を兼務することで、グループ会社の複数の事業領域にまたがる課題の対策を協議し、具体的な問題を迅速に把握し対処できる体制を取るとともに、一方では、事業の執行に当たっては主要子会社に大幅な権限を委譲することで迅速な業務執行がなされる体制を構築することとしています。
- ② 当社グループでは、事業ドメインごとにトイホビー、ネットワークエンターテインメント、リアルエンターテインメント、映像音楽プロデュース、IPクリエイションの5つのユニットに分類しており、四半期に一度、グループ事業報告会において、各ユニット主幹会社の代表取締役から、担当業務の業務執行状況や経営課題に対する施策の進捗状況の報告を受けるとともに、必要に応じて指摘・意見交換を行うことで、経営状況の監視を行うこととしています。

- ③ 当社取締役会は、法令及び定款に定められた事項や、M&A、組織再編、主要な子会社役員の選任、多額の資産の取得・処分等の当社及び当社グループ会社に係る重要事項を決定することとしています。当社取締役会で決議する事項と子会社の業務執行として権限を委譲した事項については、取締役会付議事項基準の規程を整備し明確化することとしています。
- ④ 企業情報が適時・適切に開示されるように、専任部署を経営企画本部内に設置し、重要な企業情報については、IR担当取締役の確認のもと必要に応じて取締役会への報告を行うこととしています。更には、情報の正確性・適確性を確保するために、当社及び当社グループ各社からの報告体制を構築することとしています。
- ⑤ 取締役の任期を1年とし、毎年最適な体制となるよう見直しを行うこととしています。また、取締役の定年に関する内規を定めており、経営の循環を促す仕組みを構築するとともに、次世代幹部候補を育成する独自のプログラムに取り組むこととしています。なお、次期代表取締役や新任取締役の指名に当たっては、取締役会の諮問機関である人事報酬委員会において、取締役や候補者の評価を行うことで、透明性・公平性の高い後継者の指名体制を整えることとしています。

(3) 取締役の指名・報酬

- ① 経営陣幹部の選任と取締役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、委員の過半数が独立社外取締役で構成される人事報酬委員会での議論、推薦を受けるとともに社外取締役の面談を経て、取締役会において決定することとしています。
- ② 当社は、独立社外取締役の適切な関与と助言を求める観点から、委員の過半数が独立社外取締役で構成される人事報酬委員会を設置し、公正かつ透明性の高い取締役評価を行うこととしています。
- ③ 社外取締役を除く取締役に対する報酬制度については、株主との価値共有を促進し、説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えた上で、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案し、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とすることを基本方針としています。
- ④ 当社の社外取締役を除く取締役の報酬体系は、インセンティブの一つとして機能すべく、固定報酬としての基本報酬（一定割合を役員持株会に拠出し、自社株式を購入すると同時に、在任期間中継続して保有することとする報酬を含む）と変動報酬としての業績連動賞与、業績条件付株式報酬とで構成することとしています。それぞれの報酬水準については、外部専門機関が集計・分析している経営者報酬データベースを用いて、当社の事業規模等を考慮した客観的なベンチマークを行い、年間総報酬における中長期の業績連動報酬の比率や、業績目標達成の難易度を総合的に勘案して決定することとしています。なお、中期計画の期間における標準業績を達成した場合には、年間総報酬における固定報酬と変動報酬の比率はおおむね50：50となり、また、基本報酬の一定割合の役員持株会への拠出額と業績条件付株式報酬を合算

した株式報酬の割合は2割強となります。

(4) 監査役及び監査役会の役割・責務

当社監査役及び監査役会は、監査役の職責とそれを果たす上での心構えを明らかにし、あわせて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査に当たっての基準及び行動の指針を定めており、独立した客観的な立場において適切に判断を行うこととしています。また、良質なコーポレートガバナンス体制を確立するという責務を通じ、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役会においてあるいは取締役または社員に対し能動的・積極的な意見の表明を行うこととしています。

- ① 監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定することとしています。
- ② 当社監査役会では、常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証することとしています。また、社外監査役は、その独立性や選任理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査を行い、意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をするとともに意見を述べることとしています。
- ③ 監査役会は、社外取締役との情報交換及び連携に関する事項について検討し、監査の実効性の確保に努めることとしております。

(5) 取締役・監査役等の受託者責任

当社の取締役は、持続的な企業価値の向上に責任を負うものとしての受託者責任を認識し、監査役は持続的な企業価値の向上に向けての健全性を確保することが受託者責任であるとの認識のもと、それぞれの役割を果たすべく行動することとしています。

(6) 経営の監督と執行

当社は純粋持株会社であり、常勤取締役は、主要子会社の業務執行取締役を兼務しないこととしており、事業子会社で行う業務執行とは一定の距離を置く体制をとることとしています。その一方で、主要子会社の代表取締役が当社の取締役を兼務することで、グループ会社の複数の事業領域にまたがる課題の対策を協議し、具体的な問題を迅速に把握し対処できる体制を取るとともに、事業の執行に当たっては主要子会社に大幅な権限を委譲することで迅速な業務執行がなされる体制を構築することとしています。

また、当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有している独立社外取締役を選任し、独立かつ客観的な立場・視点からの意見を述べることで、実効性の高い監督体制を確保することとしています。

(7) 独立社外役員の役割・責務、有効な活用

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように役割・責務を果たすべく、当社で設けた独立社外取締役の独立性に関する基準に従い、2名以上の独立社外取締役を選任することを基本方針としています。

- ① 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように役割・責務を果たすべく、社外取締役の独立性に関する基準を定めており、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等で開示することとしています。また、会社法や証券取引所が定める基準に加え、当社の独立性基準を充たした者を、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有している独立社外取締役として選任することとしています。

社外役員の独立性に関する基準 URL

<https://www.bandainamco.co.jp/social/governance/pdf/independence.pdf>

- ② 当社の独立社外取締役は、それぞれがその有する知識や経験をもとに、客観的な意見を述べることで、経営の監督機能を担うこととしています。
- ③ 当社の社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年、開示を行うこととしています。
- ④ 当社の独立社外取締役は人事報酬委員会の委員として、取締役の評価や選任等に対して代表取締役に意見具申する等、公正で透明性の高い取締役の選任・評価手続きを確保することとしています。
- ⑤ 当社では、社外取締役が客観的な視点で情報交換や認識共有を図ることを目的に、独立社外取締役及び独立社外監査役で組成される独立役員会や、研修等の機会を設けることとしています。
独立社外取締役と独立社外監査役とを構成員とする独立役員会においては、経営陣との連絡・調整や監査役との連携に係る体制をより強固にするために、「筆頭独立社外取締役」を選任することとしています。

(8) 任意の仕組の活用

当社は、監査役会設置会社ではありますが、社外取締役を除く取締役の報酬の方針、報酬体系、業績連動の仕組みや、取締役の評価・人選等について、独立社外取締役の適切な助言と関与を求める観点から、委員の過半数が独立社外取締役で構成される人事報酬委員会を任意に設置しており、取締役の選任・報酬等について代表取締役の独断を牽制するなどの統治機構の充実を図ることとしています。

また、独立役員会による取締役会の評価を通じて、取締役会の実効性の分析を行い、その機能向上に努めることとしています。

(9) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

- ① 当社取締役会は、各事業、あるいは会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を実行している業務執行取締役と、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されることとしています。また、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めることとしています。
- ② 監査役会には財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任することとしています。
- ③ 当社は、取締役会が適切に機能をしているかを、客観的な視点から評価することを目的に、独立役員会を組成しています。独立役員会は、独立社外取締役と独立社外監査役の独立役員のみで構成され、事務局機能も第三者専門機関に設置しています。独立役員会による取締役会の評価を通じて、取締役会の実効性の分析を行い、その機能向上に努めることとしています。

(10) 取締役会における審議の活性化

社外取締役は、取締役会において、それぞれの経験や知識に基づき積極的に意見を述べ、自由闊達で建設的な議論を行っており、必要に応じて積極的な改善提案等を行うこととしております。

- ① 取締役会は、原則月に一度、定例の取締役会を開催し、状況に応じて臨時取締役会を開催することを基本としていますが、各取締役及び監査役が出席しやすくするために、事業年度の開始前に年間スケジュールを確定し通知することとしています。
- ② 取締役会の上程議案と資料は、原則取締役会の3日前までにイントラネットを利用して各取締役及び監査役に配付することとしておりますが、必要に応じて、直接説明の機会を設ける等、事前準備の機会確保に努めることとしています。また、取締役会の開催に当たっては、十分な審議時間を確保することとしています。

(11) 情報入手と支援体制

当社では、取締役及び監査役が、その職務の遂行に必要な情報を関連する部門に求められる環境を整え、情報提供を求められた部門は、速やかに情報提供することとしています。

- ① 当社の取締役及び監査役に対する支援体制としては、取締役会事務局である部門が中心となって支援を行っていますが、監査役からその職務を補助すべき社員を置くことが求められた場合に速やかに対応できる体制をとることとしています。
- ② 当社取締役は、取締役会に上程された議案に限らず、必要に応じて、議案の上程部門や担当取締役に対して追加の情報を求め、迅速かつ果敢な意思決定に資する情報を適宜取得できるよう努めることとしてい

ます。監査役は、それに加えて内部監査部門と連携し、監査を行うために必要な情報収集を行うとともに、常勤監査役を中心として、執行部門への情報を求めることとしています。

- ③ 当社取締役及び監査役は、その業務の遂行上必要と認めるときは、コンサルタント等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行うこととし、それに伴い生じる費用については、当社の規程に基づいて当社が負担することとしています。
- ④ 当社は、取締役及び監査役との連携を図るために、内部監査部門へのインタビューや定期的な報告を通じて、業務執行に関する問題点の把握を行い、速やかにその改善策を講じるような体制を取ることとしています。社外取締役及び社外監査役からの指示を受けて社内における連絡・調整に当たる部門は設置していませんが、各部門が、何時でも要請に応じられる体制をとることとしています。

(12) 取締役・監査役のトレーニング

当社は、当社取締役及び監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としています。

当社取締役及び監査役は、当社が主催する役員研修や当社グループ監査役協議会主催のセミナー、当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。また、当社の取締役及び監査役に就任する際には、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のために外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けております。

5. 株主との対話に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主との積極的な対話を通じて、その意見を真摯に受け止め、経営に反映させることが重要であると認識しています。そのためにIR担当取締役を任命するとともに、IR担当部署を設置し、株主との対話の場を積極的に設けることとしております。

- ① 株主との建設的な対話を促進するに当たっては、経営企画担当、経理財務担当及び法務担当等社内各部署と有機的な連携をとることとしています。
- ② 毎四半期の業績開示にあわせ、機関投資家を中心とした説明会もしくはテレフォンカンファレンスを開催し、説明会には当社代表取締役、IR担当取締役に加え、主要子会社の代表取締役等が出席し、様々な

角度からの説明を行うこととしています。

- ③ 機関投資家に対しては、IR担当取締役及びIR担当者が、毎四半期の業績開示後に個別のミーティングを実施するほか、会社の動向にあわせて適宜、スモールカンファレンス等を実施することとしています。
- ④ 海外の機関投資家に対しては、年間複数回、当社代表取締役もしくはIR担当取締役が個別ミーティングの場を設けるとともに、個人投資家に向けては、年間複数回、国内主要都市において説明会を実施することとしています。
- ⑤ IR担当取締役は、必要に応じてその概要を取締役に報告することとしています。
- ⑥ 決算説明会や各種ミーティングを問わず、株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本とすべきという考えのもと、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「内部者取引防止規程」に基づき、情報管理に努めることとしております。

以上

(2015年9月29日制定)
(2016年5月23日改定)
(2016年6月21日改定)
(2017年6月20日改定)
(2018年6月18日改定)